令和7年度鳥取市職員端末広告掲載事業募集要項(随時募集)

下記のとおり広告掲載事業の広告主を募集します。

希望がありましたら鳥取市契約規則(昭和39年鳥取市規則第3号)を承知し、募集要項および 仕様書等をご確認の上お申し込みください。

記

件名	令和7年度鳥取市職員端末広告掲載事業(随時募集)		
事 業 内 容	鳥取市職員端末のグループウェアログイン画面の広告枠売渡し		
広告の仕様等	鳥取市職員端末広告掲載仕様書(別紙1)のとおり		
募集掲載期間	令和7年11月1日~令和8年3月31日		
	※1カ月単位での申し込みとし、複数月の申し込みも可能。		
	※1カ月単位での広告の切り替えが可能。		
募 集 枠 数	各月1枠		
広 告 料	1 枠 2 0, 0 0 0 円 (税込み)		
申込書提出方法	電子メールにて下記アドレスへ提出		
	メールアドレス:shisan@city.tottori.lg.jp		
申込書提出期限	以下記載のとおり		
契約保証金	免除 契約書作成 要		
連絡先	資産活用推進課 担当 田中(友)、西川		
	電話番号:0857-30-8136		

1 申込する者に必要な資格に関する事項

申込することのできる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われ た者でないこと。

2 申し込み方法および広告料の納付について

(1) 以下の書類に必要事項をご記入の上、掲載を希望する広告月の提出期限までに電子メール

にて提出してください。

- ① 提出書類
 - 1. 鳥取市職員端末広告掲載事業(随時募集)申込書(様式1)
 - 2. 広告原稿データ
- ② 提出先

メールアドレス: shisan@city.tottori.lg.jp

- (2) 広告原稿については、指定する期日以降は変更できないものとします。
- (3) 広告主は契約締結後、広告掲載月の前月末までに広告料を納付してください。

広告掲載月	申込書提出期限	広告原稿変更期限
令和7年11月	令和7年09月26日(金)	令和7年10月13日(月)
令和7年12月	令和7年10月31日(金)	令和7年11月17日(月)
令和8年01月	令和7年11月28日(金)	令和7年12月15日(月)
令和8年02月	令和7年12月26日(金)	令和8年01月12日(月)
令和8年03月	令和8年01月23日(金)	令和8年02月09日(月)

3 広告主の決定

- (1) 申し込みの受付順に審査を行い、広告主を決定します。
- (2) 審査の結果については、申込時に使用された電子メールあてに通知または電話により行います。
- (3) 広告掲載決定後、契約書等の関係書類を郵送します。広告主は速やかに契約を締結していただきます。

4 事務局

鳥取市 総務部 資産活用推進課 施設経営係

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

電話番号: 0857-30-8136

メールアドレス: shisan@city.tottori.lg.jp